

坂出市老朽危険空き家除却支援事業 事前申込み確認表

申請書の提出者		連絡先	
空家の所在地	坂出市		
所有者との関係	<input type="checkbox"/> 空家の所有者 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 委任された受任者		
空家となった年月日	昭和・平成・令和	年	月 日
		空家 年数	

○補助対象住宅であるか（要綱第2条、第3条関係）

※（1）から（11）の全ての要件を満たさなければなりません。

	確認する項目	チェック欄
(1)	除却予定の空き家は、 使用されていないし、今後も使用される見込みはありませんか。	
(2)	住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅で、 住宅地区改良法施行規則第1条第1項各号に掲げる住宅の区分に応じ 当該各号に定める別表において、構造一般の程度、構造の腐朽または破損 の程度、防火上または避難上の構造の程度および排水設備の評点の合計が 100点以上であること。	※実地調査 等で、審査 します。
(3)	除却予定の空き家は、一戸建て、長屋建てまたは共同建ての住宅ですか。 (併用住宅の場合は、住宅部分の面積が1/2以上であること。) ※店舗、納屋、倉庫、蔵など、住宅でないものは対象外です。	
(4)	除却予定の住宅は、坂出市内にありますか。	
(5)	除却工事の契約を締結していないこと。 除却工事に着手していないこと。	
(6)	今年度の2月末日までに除却工事の完了が可能ですか。	
(7)	この補助制度以外に、他の補助金等の交付を受けていないこと。また、受 ける予定がないこと。	
(8)	除却予定の住宅は、公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっ ていないこと。	
(9)	除却予定の住宅は、国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有し ていないこと。	
(10)	不動産販売または不動産貸付け（駐車場等の貸付けを含む。）を業とする ものが当該業のために除却を行うものでないこと。	
(11)	空家法の規定による「特定空家等」として命令の措置を受けていないこと。	

○補助対象者であるか（要綱第4条関係）

※（1）から（8）の全ての要件を満たさなければなりません。

	確認する項目	チェック欄
(1)	市税を滞納していない者であって、除却予定の住宅の所有者（共有者を含む。）または、法定相続人ですか。	
(2)	（1）でない場合、（1）の方から同意を得られる予定ですか。 ※補助金申請時に、同意書などの提出が必要となります。	
(3)	暴力団、暴力団員または暴力団等と密接な関係はありませんか。	
(4)	この補助制度による補助金を受けたことがある方または受ける予定の方およびこれらの者と同一世帯ではありませんか。	
(5)	所有権その他の権利（賃借権を含む。）を有する方全員から、除却の同意を得られますか。 ※補助金申請時に、同意書をご提出いただきます。	
(6)	相続人が複数いる場合は、相続人全員から除却の同意を得られますか。	
(7)	除却予定の住宅と、土地の所有権が異なる場合、土地の権利者全員から除却の同意を得られますか。 ※補助金申請時に、同意書をご提出いただきます。	
(8)	除却予定の住宅の実地調査、および除却後の実地調査を市が行うことに同意いただけますか。	

○補助対象工事であるか（要綱第5条関係）

※（1）から（3）の全ての要件を満たさなければなりません。

	確認する項目	チェック欄
(1)	見積業者は、坂出市の指定する市内業者ですか。 （入札参加資格者名簿に、市内の解体工事業者として登録があること。）	
(2)	除却予定の住宅の、一部を除却する工事でないこと。	
(3)	除却予定の住宅の、建替えを目的とした工事でないこと。	

○補助対象経費について（要綱第6条関係）

※（1）および（5）の全ての要件について、ご確認ください。

	確認する項目	チェック欄
（1）	アスベスト含有調査費用は、補助対象外です。	
（2）	住宅に附属する建物、門および塀等の撤去費用は、補助対象外です。	
（3）	住宅の敷地内の立木竹等の伐採費用は、補助対象外です。	
（4）	家財道具、機械、車両等の処分費用は、補助対象外です。	
（5）	地下埋設物（浄化槽等）の撤去費用は、補助対象外です。	

○その他の確認事項

	確認する項目	チェック欄
（1）	事前申込書の内容に基づき、除却予定の住宅について書類審査し、補助対象外と判断した場合、実地調査を行わない場合があります。	
（2）	実地調査には、立会いが必要です。 ※住宅の老朽度を判定するため、敷地内および住宅内部に入らせていただく必要があります。申込者ご了承のもと、申込者以外の親族、不動産業者等の方に代理で立ち会っていただくといった対応も可能です。	
（3）	立会いの日程調整は、後日、電話（建築士会または市）にて連絡します。 ・実地調査は、30～60分程度です。 ・調査当日は、建築士会または市職員数名が、除却予定の住宅がある現地にお伺いします。	
（4）	補助金の交付を受けて住宅を除却した場合、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないよう跡地を適正に管理しなりません。	

※この確認表に記載された要件や確認事項以外に、疑義、不明な点等が生じた場合は、担当者より改めて確認等させていただく場合があります。